

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

黒石市長 高 樋 憲

市町村名 (市町村コード)	黒石市 (22047)
地域名 (地域内農業集落名)	黒石地区 (元町、弥生町、前町、中町、大板町、袋井町、浜町、境松、黒石、柵ノ木、野添、浦町、ぐみの木、野際、あけぼの町、北田中、目内澤、小屋敷、飛内、中馬場尻、新村、大村、派村、二双子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月23日 令和6年10月16日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大規模農家及び農業法人が大きく集約されている地域であり、今後中小規模農家の離農の際にスムーズな農地の貸借が必要。
 今後は区画整備等も検討し、より集約される地域を目指す。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大板町、ぐみの木について、水稻利用は1経営体が担い、今後は他集落の中心経営体、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。
 袋井町、浦町について、水稻利用は1経営体が担い、今後は他集落の中心経営体、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。
 境松、黒石について、水稻利用は27経営体が担い、今後は農地中間管理事業を活用し農地を集約していく。
 野際、野添、あけぼの町、柵ノ木、目内澤について、水稻利用は13経営体が担い、今後は農地中間管理事業を活用し農地を集約していく。
 小屋敷について、水稻利用は17経営体が担い、今後は農地中間管理事業を活用し農地を集約していく。
 飛内について、水稻利用は5経営体が担い、今後は農地中間管理事業を活用し農地を集約していく。
 中馬場尻について、水稻利用は8経営体が担い、今後は農地中間管理事業を活用し農地を集約していく。
 大村について、水稻利用は1経営体が担い、担い、今後は他集落の中心経営体、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。
 派村について、水稻利用は7経営体が担い、今後は農地中間管理事業を活用し農地を集約していく。
 二双子について、水稻利用は10経営体が担い、今後は農地中間管理事業を活用し農地を集約していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	921.1 ha
------------	----------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として、農地中間管理事業を活用し農地を集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化等の基盤整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				